

熊本県公契約条例推進委員会 概要

- 1 日 時 令和7年(2025年)3月19日(水)午前9時30分から
- 2 場 所 熊本県庁行政棟本館5階 審議会室
- 3 出席者 【委員】渡辺委員長、井寺委員、坂口委員、前川委員、友田委員
【県】
(管理調達課)津川課長、市村課長補佐、東課長補佐、大石主幹
(労働雇用創生課)時田課長、吉田課長補佐
(監理課)安田課長、立山課長補佐
(土木技術管理課)倉光課長、榎田課長補佐
- 4 主な御意見

議題1 公契約条例に係る令和6年度の取組状況について

- 基本理念3に関係するが、業務に対する事業者への支払いについて、所属によって対応はまちまちと聞いたことがある。雇用環境整備の観点からも、1年間を通じ同じような業務をやっている場合は、事業者の運転資金が不足しないよう、毎月の支払いや四半期ごとの支払いなど、現実に応じた方法で行っていただきたい。(坂口委員)
- 建設業関係では、基本理念の1、契約の透明性競争の公正、公正性の確保については、県の土木部でも法令に基づいた入札体系の整備など、しっかり取り組んでいただいており、業界としてもしっかり確保できていると思っている。
また、基本理念の3、労働環境の整備、活力ある地域経済の振興についても、業界(土木)では、労務単価が13年連続で上がり、工期も適正に確保されていると思う。
ただ、建築に関しては、公共物であっても、今の働き方改革の中にある土日の完全閉所が、なかなか難しいという話は聞いている。各種団体の話を聞くと、大工さん、左官さんといった分業でいろいろな業種の方たちが入ってくる。彼らの業務というのは、やはり工程的に詰まってくるので、どうしても土日にせざるをえないといった状況が出てくる。これは全国的に切実な問題で、これが民間になると、またさらに厳しいようだ。
国が本気を出してやらないと、なかなかこの解決は難しいのかなと思う。(前川委員)
- 昔ながらの発注者の意向のために、土日も休まず働くというような、意識の問題もあるのかなというのがある。そういう意味では公契約条例で、県がまずしっかりその公契約の範囲内ではきちんとやっていくということで、皆さんの意識が変わっていくということも大事なかもしれないと思った。(渡辺委員長)
- 資料2の7ページ、中段にある庁内研修会等での周知の中で、労働関係法令遵守の条文を契約書に記載されているということだが、契約書は受託された事業者と交わされると思

う。そこには2次3次請けもあると思うが、そういったところに対しても取組みをしっかりと徹底していただきたい。(友田委員)

議題2 公契約条例に係る令和7年度に重点的に取り組む事項について

- 民間でも県(との契約)でも、価格転嫁を本当はしたいが、できない現状はあると思う。そういう中で、「労務費等の適切な価格転嫁が図られるような制度について検討する」といった項目を重点として掲げられるということで、非常に応援している。頑張ってください。
我々民間も、いろんなものをもっと上げていかなくてはいけない。それをやらないと、日本経済は浮上しないので、官民挙げてこれに取り組んでいかなくてはいけない問題だと思っている。(坂口委員)
- 昨年度もそうだったが、重点取組事項をしっかりと設定されて、取り組み内容がさらに条例目的の達成に繋がるように取り組み事項の深化、深掘りをされているというのを確認することができた。やはり改善の積み重ねというか、それによって、公契約制度の適正な運用であるとか、労働環境の改善であるとか、そういうものに繋がっていくのではないかなというふうに思ったので、引き続き、こういうルールに関する設定等の取組もやっていただければと感じたところ。(井寺委員)
- 我々の建設産業の業界においては、ブライツ企業は相当数、建設業協会の会員さんは取得しておられる。一方、えるぼし認定、くるみん認定は、建設業界や建産連の団体からすると、非常に認定のハードルが高い。しかし、建設産業も、女性を取り込まないと、人手不足の解消には絶対ならないので、一生懸命やっていこうと思っている。ぜひ県の方も、後押しをやっていただきたい。今後もよろしくお願いしたい。(前川委員)
- 県の方でも毎年、しっかりと、次に何に取り組むかというふうにやっていただいているというのが、去年今年と積み重ねてわかってきて、私たちも、心強く感じている。今日、出てきた意見も、ぜひ今後の取り組み方針の見直しなどの際にも参考にして進めていただければと思う。(渡辺委員長)